

第8号様式（清算予納）申告書の記載のしかた

(平成23年4月)

- 平成22年10月1日以降に解散した法人は清算所得に対する課税が廃止され、所得に対して課税されるため、清算中の法人は解散をしていない法人と同様に第6号様式で申告する必要があります。
- この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による場合を除きます。以下同じ。）をした法人がその清算中に事業年度が終了し、法人税の申告書に基づいて道府県民税の申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載のしかたにおいて「平成22年旧地方税法」といいます。）第53条第5項の規定による申告）をする場合及び当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散していない法人の各事業年度の付加価値額、所得又は収入金額とみなして事業税及び地方法人特別税を申告（平成22年旧地方税法第72条の29の規定による申告）する場合に使用します。
- 記載のしかたについては、申告書控用の裏面にある「記載要領」及びこの「記載のしかた」をご覧ください。
- 京都府では府税条例で法人2税の税率について、超過課税及び不均一課税を定めており、適用税率については、この「記載のしかた」に掲げる税率表をご覧ください。

■ 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載してください。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付してください。	
3 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。	
4 「所在地」	本店の所在地を記載してください。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店等のみを有する場合にあっては、主たる支店等の所在地も併記してください。	
5 「清算人自署押印」及び「経理責任者自署押印」	この申告書の作成時における法人の業務を主宰している者及び経理の責任者が自署し、押印してください。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が主たる事務所等以外の事務所等所在地の都道府県知事に提出する申告書については、記名押印でも差し支えありません。
6 「従前の事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付してください。	
7 「資本金の額又は出資金の額」及び「資本金等の額」	清算中の事業年度の末日現在における資本金の額又は出資金の額、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあっては純資産額）をそれぞれの欄に記載します。なお、「資本金の額又は出資金の額」の（ ）内には、同日現在における資本金の額又は出資金の額が解散の日における資本金の額又は出資金の額と異なる場合に、解散の日における当該金額を記載します。	
8 「道府県民税事業税の申告書」及び「地方法人特別税」	空欄は、法人税の清算事業年度予納申告書及び法第72条の29の規定による申告の場合は、「清算事業年度予納」とこれに係る修正申告の場合は「修正清算事業年度予納」と記載します。	
9 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書（別表20(1)）の10の欄の金額（同欄の金額が100円未満の端数を切り捨てた金額であるとき、又はその全額が100円未満であるためその全額を切り捨てたときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる前の金額）を記載し、（ ）内には、同表の使途秘匿金の支出に対する法人税額（使途秘匿金の40%相当額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額の合計額を記載します。	2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人（以下「都内分割法人」といいます。）は、記載する必要はありません。

欄	記載のしかた	留意事項
10「法人税法第68条（同法第144条を含む。）の規定による所得税額の控除額②」	法人税の申告書（別表20(1)）の34の欄で控除した金額が同申告書の31の欄に係る金額のみの場合には、同申告書の32の欄の金額からみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を記載します。	法人税の申告書（別表20(1)）の34の欄で控除した金額が所得税額及び外国税額のそれぞれを含む場合には、同申告書の34の欄の金額からみなし配当の25%に相当する金額を除いた金額を②の欄に記載します。
11「法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額③」	法人税の申告書（別表20(1)）の34の欄で控除した金額が同申告書の32の欄にかかる金額のみの場合には、同申告書の32の欄の金額を記載します。	
12「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額④」	法人税の申告書（別表20(1)）の7の欄の金額を記載します。	
13「還付法人税額等の控除額⑤」	第6号様式別表2の3の⑤の計欄の金額を記載します。	
14「課税標準となる法人税額⑥」	(1) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、課税標準の総額（第10号様式の⑧の欄の金額）を記載します。	
15「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額⑦」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合にあっては、②及び⑩の欄の金額の合計額を記載します。	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は記載する必要はありません。
16「法人税割額 (⑥又は⑦× $\frac{1}{100}$) ⑧」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は、⑥の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑦の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合にあっては、②及び⑩の欄の金額の合計額を記載します。	税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率によってください。
17「外国の法人税等の額の控除額⑨」	第6号様式別表3の⑫の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、同表の⑬の欄の当該都道府県分の金額）又は第6号様式別表3の2の⑯の欄の金額（2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、同表の⑯及び⑩の欄の東京都分の金額の合計額）を記載します。	
18「利子割額の控除に関する計算」 (⑪から⑬までの欄)	(1) ⑪の欄には、第6号様式別表4の4の「計5」の③の欄及び第9号の2様式の「合計⑯」の欄と同じ金額を記載します。 (2) ⑪の欄には、⑪の欄の金額と⑧の欄の金額から⑨の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を記載します。 (3) ⑪の欄には、⑪の欄の金額から⑬の欄の金額を控除した金額を記載します。	⑪及び⑬の欄は、この申告の前の申告書のこれらの欄に記載された金額に異動がない場合であっても必ず記載します。
19「利子割額の控除額⑩」	⑬の欄の金額を記載します。	
20「差引法人税割額 ⑧-⑨-⑩ ⑪」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	
21「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額⑫」	(1) 法人税の申告書（別表20(1)）の7の欄の金額を記載します。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、当該金額を第10号様式の道府県民税の「分割基準」の欄（道府県民税の「分割基準」の欄に記載しないときは、事業税の「分割基準」の欄）の合計の数値で除して得た額に道府県民税の「分割基準」の欄の都道府県ごとの小計の数値を乗じて得た金額を記載します。 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。	法人税の申告書（別表20(1)）の7の欄の金額を第10号様式の「分割基準」の欄の合計の数値で除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち「分割基準」の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。
22「⑬× $\frac{1}{100}$ ⑭」	東京都に申告する場合にあっては、⑪及び⑬の欄の金額の合計額を記載します。	税額の計算を行う場合の税率は、各都道府県ごとに定められた税率によってください。

欄	記載のしかた	留意事項
23「算定期間中において事務所等を有していた月数⑯」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨ててください。	算定期間中に事務所等又は寮等の新設又は廃止があった場合は、その月数には新設又は廃止の日を含みます。
24「円× $\frac{⑯}{12} \quad ⑰$ 」	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨ててください。 (2) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (i) 東京都の特別区のみに事務所等又は寮等を有する法人主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額（道府県分と市町村分）に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額 (ii) 東京都の特別区と東京都の市町村のいづれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額（市町村分）を加算した金額 (iii) 東京都の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわりなく一の道府県分の均等割額	特別区に事務所等又は寮等を有する法人が東京都に申告する場合にあっては、第6号様式別表4の3の「均等割額の計算」の⑧の欄の金額を記載します。
25「東京都に申告する場合の⑧の計算」(⑯から⑰までの欄)	(1) ⑯の欄は、東京都の特別区のみに事務所等を有する法人にあっては⑯の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金額を記載します。 (2) ⑰の欄は、東京都の市町村のみに事務所等を有する法人にあっては⑯の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金額を記載します。 ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村分の合計額によらず次の算式により算定した金額を記載します。 $\text{東京都の市町村分の従業者数} \\ \text{法人税額} \times \frac{\text{従業者の総数}}{\text{従業者の総数}}$	東京都以外の道府県に申告する場合は、記載する必要はありません。
26「東京都に申告する場合の⑩の計算」(⑯から⑰までの欄)	(1) ⑯の欄は、東京都の特別区のみに事務所等を有する法人にあっては法人税の申告書（別表20(1)）の7の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては同表の7の欄の金額を第10号様式の道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して得た額に東京都の特別区分の「分割基準」の数値を乗じて得た金額を記載します。 (2) ⑰の欄は、東京都の市町村のみに事務所等を有する法人にあっては法人税の申告書（別表20(1)）の7の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、同表の7の欄の金額を第10号様式の道府県民税の「分割基準」の欄の合計の数値で除して得た額に東京都の市町村分の「分割基準」の数値を乗じて得た金額を記載します。	(1) 東京都以外の道府県に申告する場合は、記載する必要はありません。 (2) 法人税の申告書（別表20(1)）の7の欄の金額を第10号様式の「分割基準」の欄の合計の数値で除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値のうち、「分割基準」の欄の合計の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨ててください。

欄	記載のしかた	留意事項
27 事業税の「所得割」 (㉙から㉞までの欄)	<p>(1) ㉙の欄は、法第72条の41の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人にあっては第6号様式別表5の㉗の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の㉙の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉙から㉞までの各欄は、次に掲げる法人の区分に応じそれに定める金額を記載します。</p> <p>(i) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>(ii) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ㉙の欄の金額が年400万円（その事業年度が1年に満たない場合においては、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときはその金額を㉙の欄に、年400万円を超える年800万円（その事業年度が1年に満たない場合においては、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。）以下であるときにはこれを年400万円以下の金額及び年400万円を超える年800万円以下の金額に区分してそれぞれ㉙及び㉞の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超える年800万円以下の金額及び年800万円を超える金額に区分してそれぞれ㉙、㉞及び㉞の各欄に記載します。</p> <p>(iii) 特別法人（協同組合等） 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を㉙の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を㉙の欄に、年400万円を超える金額を㉙の欄にそれぞれ記載します。</p> <p>(iv) ㉞の欄は、法第72条の24の7第3項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。</p> <p>(v) ㉙から㉞までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	<p>(1) 収入金額課税法人（電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人）は、記載する必要はありません。</p> <p>(2) その事業年度が1年に満たない場合において、㉙の欄の金額が年400万円を超えるときの㉙の欄の金額は、㉙の欄の金額から㉙の欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出し、㉙の欄の金額が年800万円を超えるときの㉙の欄の金額は、㉙の欄の金額から㉙及び㉞の各欄の金額（端数を切り捨てる前の金額）を控除して算出します。</p> <p>(3) 軽減税率の適用されない法人とは、解散の日ににおいて、3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上の法人をいいます。</p>
28 「付加価値割」(㉙及び㉞の欄)	<p>法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人（外形対象法人）が次のように記載します。</p> <p>(1) ㉙の欄は、第6号様式別表5の2の㉚の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ㉙の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉙の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	
29 「収入割」(㉛及び㉜の欄)	<p>収入金額課税法人のみが次のように記載します。</p> <p>(1) ㉛の欄は、電気供給業及びガス供給業を行う法人にあっては第6号様式別表6の③の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の㉛の欄の金額を記載します。</p>	

欄	記載のしかた	留意事項
	<p>(2) ④の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては④の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。</p> <p>この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。</p>	
30 「既に納付の確定した当期分の残余財産の一部の分配又は引渡しに係る事業税額⑩」	<p>平成22年旧地方税法第72条の29第1項ただし書の規定により、この申告書に係る清算中の事業年度の期間中に残余財産のうち解散当時の資本金額等（その解散の時からその分配又は引渡しをしようとする時までの間に生じた法人税法第2条第18号に規定する利益積立金額がある場合には、その利益積立金額を含みます。以下同じ。）を超える部分の分配又は引渡しをしている場合のその超える部分の金額（その事業年度の期間中に2回以上解散当時の資本金額等を超える残余財産の一部の分配又は引渡しをしているときは、その解散当時の資本金額等を超える金額の合計額）に係る事業税として納付した金額を記載します。</p>	
31 「この申告により納付すべき事業税額⑪—⑫—⑬—⑭ ⑮」及び「⑯の内訳」 (⑯から⑰までの欄)	<p>⑯の欄は、⑪の欄から⑯の欄及び⑭の欄の金額を控除した金額を記載し、⑯から⑰までの欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、⑯から⑰までの欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載してください。</p>	
32 「所得割に係る地方法人特別税額⑩」 (⑯の内訳)	<p>「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計⑯」又は「軽減税率不適用法人の金額⑯」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計⑯」又は「軽減税率不適用法人の金額又は清算所得金額⑯」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載してください。</p>	
33 「収入割に係る地方法人特別税額⑩」 (⑯の内訳)	<p>「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額⑩」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額⑩」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。</p>	
34 「この申告により納付すべき地方法人特別税額 ⑪—⑫—⑬ ⑭」	<p>54の欄は、51の欄から52の欄及び53の欄の金額を控除した金額を記載します。</p>	
35 「所得金額の計算」 (⑯から⑰までの欄)	<p>法第72条の41の規定の適用を受ける法人、租税特別措置法第61条の規定の適用を受ける法人、同法第67条の14第1項の規定の適用を受ける法人又は同法第67条の15第1項の規定の適用を受ける法人以外の法人が次のように記載します。</p> <p>(1) ⑯の欄は、法人税の明細書（別表4）の35の欄の金額を記載します。</p> <p>(2) ⑯の欄は、法人税の明細書（別表4）の35の欄の計算上損金に算入している所得税額がある場合において、当該所得税額を記載します。したがって法人税法第40条の規定により納付した所得税額を損金に算入していない場合においては、記載する必要はありません。</p> <p>(3) ⑯の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額について法人税法第69条に規定する外国税額の控除の適用を受けた法人が外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税の額のうち、法人税の明細書（別表4）の26の欄の金額を記載します。</p> <p>(4) ⑯の欄は、第6号様式別表9の当期控除額の「計」の欄の金額又は第6号様式別表10の当期控除額の「計」の欄の金額を記載します。</p>	

欄	記載のしかた	留意事項
	(5) ⑩の欄は、法第72条の23第1項の規定によりその例によることとされている法人税法第59条第1項又は2項の規定の適用を受けようとする場合に第6号様式別表11の⑪の欄、⑫の欄又は⑬の欄の金額を記載します。	
36「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑭」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載してください。この場合に記載する金額は、⑪、⑮及び⑯の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	

法 人 事 業 税 等 の 税 率

(法人事業税)

税率: %

区分		適用事業年度		平成11年4月1日以後に開始する事業年度			平成20年10月1日以後に開始する事業年度 (標準税率: %)						
課税方式	資本金の額又は出資金の額	分割県数 (事業年度終了日現在)	年所得	所得年400万円以下の金額	所得年400万円を超える800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額	所得年400万円以下の金額	所得年400万円を超える800万円以下の金額	所得年800万円を超える金額				
所得金額	1千万円未満	-	4千万円超	5.25	7.665	10.08	2.95(2.7)	4.365(4.0)	5.78(5.3)				
			4千万円以下	5	7.3	9.6	2.7(2.7)	4.0(4.0)	5.3(5.3)				
	1千万円以上 3億円以下	3県以上	4千万円超	10.08			5.78(5.3)						
			4千万円以下	9.6			5.3(5.3)						
		3県未満	4千万円超	5.25	7.665	10.08	2.95(2.7)	4.365(4.0)	5.78(5.3)				
			4千万円以下	5	7.3	9.6	2.7(2.7)	4.0(4.0)	5.3(5.3)				
	3億円超	3県以上	-	10.08			5.78(5.3)						
			3県未満	-	5.25	7.665	10.08	2.95(2.7)	4.365(4.0)	5.78(5.3)			
課税法人	1千万円未満	-	4千万円超	5.25	6.93		2.95(2.7)	3.93(3.6)					
			4千万円以下	5	6.6		2.7(2.7)	3.6(3.6)					
	1千万円以上 3億円以下	3県以上	4千万円超	6.93			3.93(3.6)						
			4千万円以下	6.6			3.6(3.6)						
		3県未満	4千万円超	5.25	6.93		2.95(2.7)	3.93(3.6)					
			4千万円以下	5	6.6		2.7(2.7)	3.6(3.6)					
	3億円超	3県以上	-	6.93			3.93(3.6)						
		3県未満	-	5.25	6.93		2.95(2.7)	3.93(3.6)					
課収税入法人額	資本金の額又は出資金の額が3億円以下で、かつ、収入金額が年3億2千万円以下の法人				1.3		0.7(0.7)						
	上記以外の収入金課税法人(保険業法に規定する相互会社はすべて含まれる。)				1.365		0.765(0.7)						
外形標準課税法人	所得割	1億円超 3億円以下	3県以上	4千万円超	7.56		3.26(2.9)						
				4千万円以下	7.2		2.9(2.9)						
		3億円超	4千万円超	3.99	5.775	7.56	1.69(1.5)	2.475(2.2)	3.26(2.9)				
			4千万円以下	3.8	5.5	7.2	1.5(1.5)	2.2(2.2)	2.9(2.9)				
	3億円超	3県以上	-	7.56			3.26(2.9)						
		3県未満	-	3.99	5.775	7.56	1.69(1.5)	2.475(2.2)	3.26(2.9)				
	付加価値割	1億円超 3億円以下	付加価値額の年額が1億4千万円超		0.504		0.504(0.48)						
			付加価値額の年額が1億4千万円以下		0.48		0.48(0.48)						
		3億円超	-	0.504		0.504(0.48)							

- ▶ 普通法人とは、以下の特別法人及び収入金額課税法人以外の法人をいいます。
- ▶ 特別法人とは、医療法人、農業・消費生活・漁業協同組合、信用金庫、中小企業等協同組合(企業組合を除く)等をいいます。
- ▶ 収入金額課税法人とは、電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人をいいます。
- ▶ 外形標準課税法人とは、解散の日現在の資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(公益法人等、特別法人、人格のない社団等、みなし課税法人、投資法人及び特定目的会社を除きます。)の行う事業(収入金額課税される電気・ガス供給業及び保険業を除きます。)に対して課税される法人をいいます。

- ◆ 平成22年10月1日以後に解散した法人は清算所得に対する課税が廃止され、所得に対して課税されるため、清算中の法人は解散をしていない法人と同様に第6号様式で申告する必要があります。
- ◆ 平成22年9月30日以前に解散した法人の法人事業税の税率は解散の日現在の税率が適用されます。
- ◆ 解散の日現在において、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人で、かつ、3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人は、所得金額の3段階区分による軽減税率の適用はありません。

注)3段階区分による軽減税率を適用する分割基準法人については、分割前の所得で区分します。

注)3段階区分による軽減税率を適用する事業年度が1年に満たない法人については、区分する所得を次の算式で計算した額に読み替えて適用します。

年4百万円:4百万円×事業年度の月数÷12 年8百万円:8百万円×事業年度の月数÷12

※事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じた場合は1月とします。

- ◆ 不均一課税適用法人は次の法人です。(不均一課税適用法人には標準税率が適用されます。)
 - ・資本金の額又は出資金の額が3億円以下でかつ、課税標準となる所得金額が年4千万円以下の法人
 - ・収入金額課税法人は資本金の額又は出資金の額が3億円以下でかつ、課税標準となる収入金額が年3億2千万円以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)
 - ・外形標準課税法人は、資本金の額又は出資金の額が3億円以下の法人で、各割ごとに以下の要件で判定します。
 - 所得割:所得金額が年4千万円以下 付加価値割:付加価値額の年額が1億4千万円以下
 - 資本割:事業年度終了の日現在の資本金等の額(地方税法第72条の21第1項に規定する資本金等の額)が1億6千万円以下
 - ・中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人(事業・火災共済・信用協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、京都府中小企業団体中央会)
- (注) 資本金の額又は出資金の額は、各事業年度終了の日現在で判定します。
- (注) 分割基準法人にあっては、分割前の所得金額・収入金額・付加価値額・資本金等の額の総額で判定します。
- (注) 事業年度が1年に満たない法人(中間申告を含む)の所得金額等については、次の算式で計算した額により判定します。

$$\text{所得金額: } 4\text{千万円} \times \text{事業年度の月数} \div 12 \quad \text{付加価値額: } 1\text{億}4\text{千万円} \times \text{事業年度の月数} \div 12$$

$$\text{収入金額: } 3\text{億}2\text{千万円} \times \text{事業年度の月数} \div 12$$

※事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じた場合は1月とします。
※資本金等の額は事業年度終了の日現在の額により判定します。
- (注) 清算所得(第9号様式)には不均一課税は適用されません。清算予納(第8号様式)には適用があります。

(地方法人特別税) 平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

課 税 標 準	法 人 の 種 類	税 率
基準法人所得割額	外形標準課税適用法人	148%
	外形標準課税適用法人以外の法人	81%
基準法人収入割額		81%

税額 = 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率

- ◆ 基準法人所得割額又は基準標準収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額のことです。

法 人 府 民 稅 の 税 率

(均等割)

	法 人 の 区 分	税 率 (年 額)
1	資本金等の額が1千万円以下の法人など(※)	20,000 円
2	資本金等の額が1千万円を超える1億円以下の法人	50,000 円
3	資本金等の額が1億円を超える10億円以下の法人	130,000 円
4	資本金等の額が10億円を超える50億円以下の法人	540,000 円
5	資本金等の額が50億円を超える法人	800,000 円

※ 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等のうち、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課すことができない法人以外の法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く)、人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を除く)、保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないものを含みます。

- ◆ 均等割の税率は算定期間の末日現在における税率を適用します。
- ◆ 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。
- ◆ 資本金等の額の判定は算定期間の末日の現況によります。
- ◆ 保険業法に規定する相互会社は、算定期間の末日における貸借対照表に基づき算定した純資産額に応じた税率を適用します。
- ◆ 均等割額は、「年額 × 算定期間に事務所等を有していた月数 ÷ 12」で算定します。

※月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てます。

(法人税割)

資本金の額又は出資金の額及び法人税額等による区分		税 率
資本金の額又は出資金の額が 3億円以下の法人	法人税額が年1,600万円以下	5%
	法人税額が年1,600万円超	
資本金の額又は出資金の額が3億円を超える法人		5.8%
保険業法に規定する相互会社		

- ◆ 平成22年10月1日以後に解散した法人は清算所得に対する法人税額を課税標準とする法人税割は廃止されました。清算中の法人は解散をしていない法人と同様に法人税額を課税標準として法人税割が課されるため、第6号様式で申告する必要があります。
- ◆ 平成22年9月30日以前に解散した法人の法人税割の税率は、解散の日現在における税率を適用します。
- ◆ 不均一課税適用法人は次の法人です。(不均一課税適用法人の税率は5%です。)
 - ・算定期間の末日現在の資本金の額又は出資金の額が3億円以下(保険業法に規定する相互会社を除く。)でかつ、課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,600万円以下の法人
 - ・中小企業団体の組織に関する法律第3条に掲げる法人(事業・火災共済・信用協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、京都府中小企業団体中央会)
- (注) 資本金の額又は出資金の額は、算定期間の末日現在で判定します。
- (注) 分割基準法人にあっては、課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額は分割前の総額で判定します。
- (注) 事業年度が1年に満たない法人の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額については、年1,600万円を年1,600万円 × 事業年度の月数 ÷ 12 の算式で算定した額に読み替えます。

※事業年度の月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じた場合は1月とします。

(注) 清算所得に対する法人税額に係る法人税割(第9号様式)には不均一課税は適用されません。清算予納(第8号様式)には適用があります。